

小頭町公園駐車場及び広又駐車場精算機修繕 仕様書

1 業務の名称

小頭町公園駐車場及び広又駐車場精算機修繕

2 履行場所

名 称	所 在 地	備 考
小頭町公園駐車場	久留米市小頭町 7	ゲート式精算機及び発券機
広又駐車場	久留米市東町 74-12	フラップ式精算機

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日（月）まで

4 修繕内容

（１）小頭町公園駐車場

項目	数量	単位
駐車場発券機 GT-2800L（ゲート式）	1	台
自動料金精算機 GT-4700（ゲート式）	1	台
電子ジャーナル用予備カード	1	個
カーゲート NT1540	2	台
ループ検知器	2	台
割引ライター AR150	1	台
満空表示灯	1	式

※撤去：既存の駐車場発券機、自動料金精算機、カーゲート、満空表示灯

（２）広又駐車場

項目	数量	単位
自動料金精算機 FT-4000（フラップ式）	1	台
電子ジャーナル用予備カード	1	個
フラップ板	15	台

※撤去：既存の自動料金精算機、フラップ板

5 留意事項

- ・自動料金精算機は、新紙幣及び新 500 円硬貨対応であること。
- ・修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
- ・作業日時は、市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
- ・修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること

6 その他【暴力団排除に関する事項】

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。